

## ⑨次代を担う子どもたちの教育環境づくり

本町では、児童・生徒数の減少が続くことが予想される状況の中で、これまで学校規模の適正化を進めてきましたが、今後とも活力ある充実した学校教育を維持するためには、小中学校が協働して教育にあたる体制づくりなど、有効な教育活動や組織・運営のあり方について検討して行くことが必要です。

また、次代を担う子どもたちには、心身の健やかな成長と、グローバル化と高度情報化の時代に適応可能な能力や創造性を伸ばす教育が求められます。

さらに、郷土への誇りや愛着心を育む教育も重要となっており、学校教育への一層の支援が求められます。

## ⑩地域固有の歴史・史跡・伝統文化などの尊重と活用

人々の価値観が「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」へと変わっていく中で、誰もが多様な生涯学習の機会に恵まれ、自己実現を図ることが可能なまちづくりが求められています。

とりわけ、町民が郷土への誇りと愛着を持つためにも、地域の歴史や伝統文化、自然、産業などについて学習する機会の増加と、そこで得た知識や仲間との関係・ネットワークをまちづくりに活かす仕組みが必要となります。

## ⑪町民と行政の協働によるまちづくりの推進

地方分権に向けた動きや町民ニーズの高度化・多様化により、行政に期待される役割は徐々に複雑化しています。

一方、財政状況は不透明さを増しており、将来にわたってより多くの町民ニーズに応えていくためには、町民や活動団体などが、町政やまちづくりに容易に参加できる環境と仕組みを整えることが必要です。

そのためには、町民と行政の信頼関係が重要になるため、行政情報をよりわかりやすく町民に伝えること及び、町民と行政の意思疎通を図る機会の充実が求められます。

## ⑫行財政改革の推進

行財政運営は、最小の経費で最大の効果をあげることが基本であり、日々変化する行政課題を的確に捉え、柔軟かつ迅速に対応し、効果的・効率的な行政サービスを安定的に提供することが必要です。

このことから、従来の価値観や行政手法に捉われず、将来にわたり持続可能な行財政基盤の構築に向け、さらなる行財政改革に取り組んでいくとともに、民間でできる事業については委託・委譲等の民営化を進めるなどが必要となります。

また、町域を超えた広域的な課題については、近隣の自治体と密接な連携を図るなど、柔軟な対応が求められます。





## II. 基本構想

第1章 まちづくりの目標  
第2章 施策の大綱

# 第1章 まちづくりの目標

- 1 計画の目標について
- 2 まちづくりの基本理念
- 3 まちの将来像
- 4 まちづくりの将来指標(目標人口)

# 1

## 計画の目標について

時代の潮流やまちづくりの主要課題などを踏まえ、本計画における「まちづくりの基本理念」と「まちの将来像」を定めます。「まちづくりの基本理念」とは、計画全体を貫く方針、基本的なスタンスを明らかにしたもので、本計画の総合的な目標となります。

また「まちの将来像」は、本町の10年後を見据えて、町民と行政が一体となって目指すべきまちの姿を明示したもので、今後のまちづくりの象徴となるものです。

# 2

## まちづくりの基本理念

以下の3つの視点を、本町の「まちづくりの基本理念」として定めます。

### 南大隅町の3つの基本理念

- 町民と行政が知恵と力を出しあって行動する協働のまちづくり
- 地域の宝を活かして人々がふれあう交流のまちづくり
- 笑顔に満ち未来につなげる希望のあるまちづくり



## 《3つの基本理念の概要》

### 町民と行政が知恵と力を出しあって行動する 協働のまちづくり

地方分権が進められる中で、高度化・多様化する町民ニーズに対応するためには、地域の主役である町民や各種団体、事業者等が主体となり、行政と一緒に知恵を出し、ともに行動するまちづくりが求められます。

本町は、町民が主役となってまちづくりに参加できる仕組みを整え、町民と行政の協働によるまちづくりを目指します。



### 地域の宝を活かして人々がふれあう 交流のまちづくり

本土最南端という地理的な条件や佐多岬をはじめとした観光資源と豊かな食資源に恵まれたこの地は、古くから様々な「人」が集まる土地柄です。

本町は、このような「地域の宝」と町民が持っているホスピタリティ、地域固有の歴史・文化などを活かして、来訪者や町民が楽しく交流し、来訪者も住みたくなるような魅力あふれるまちづくりを目指します。



### 笑顔に満ち未来につなげる 希望のあるまちづくり

少子高齢化の進行などに伴い人口減少が続く一方で、多くの町民は住みなれたこの地に愛着を感じています。

本町は、次代を担う子どもたちの笑顔があふれ、町民が生き生きと働き、お年寄りが生きがいを持って安心して暮らし、親から子、子から孫へ、豊かな自然とともに地域の伝統文化が継承される希望のあるまちづくりを目指します。



### 3

## まちの将来像

次代を担う人材を育て、町民一人ひとりが主体となって活力あるまちづくりを進めていき、全ての町民が幸せに暮らし続けていける町を目指すために、まちの将来像と本計画の活動コンセプトを次のように定めます。

### 【まちの将来像】

子や孫に感動を伝えるまちづくり

【10年間の活動コンセプト】

**新たな始動、そして躍動へ！**

#### 「新たな始動、そして躍動へ！」が意味することとは？

郷土の誇りは、何といても、本土最南端という地理的条件、佐多岬や雄川の滝などの美しい自然環境です。町民一人ひとりが協力して、このすばらしい自然環境を守り、次代に引き継いでいくとともに、まちづくりに活かすことで、都市住民などとの新たな交流が生まれ、まちに人が訪れ活性化していきます。

まちの活性化が新たな雇用を生み出し、そこで町民が生き生きと働くことで、町民の暮らしがさらに安定します。大いなる自然の中で、子どもたちは、笑顔とともに伸びやかに育ち、次代の南大隅をつくる原動力となります。高齢者は、生きがいを持って心身ともに健康な生活を送っています。

このようなまちをつくっていくために、この10年を3つの段階に分けて振興していきます。第一段階は「新たな出発」のための準備期間、第二段階はダイナミックな「躍動」に向けて取り組む期間、第三段階は持続的な「感動」を創出する期間です。

以上のような考え方のもと、本町は、自然環境と人が共生し、住む人も訪れる人も“感動“でいっぱいにする魅力あふれるまちを目指します。

# 4

## まちづくりの将来指標(目標人口)

本町のまちづくりの将来指標として、最も重視する項目を「人口」とし、我が国全体の今後の展望を鑑みて、次のように設定します。

### (1) 我が国の推計人口

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）」によると、南大隅町の人口は長期に渡って減少が続き、約10年後の2025（平成37）年に6,110人と推計され、この傾向が長期的に続いていくと約20年後の2035（平成47）年には4,745人になることが推計されています。

この推計結果からみた本町の将来推計人口の特徴は、以下のとおりです。

#### ①65歳以上人口、特に75歳以上人口の割合は大幅に上昇

65歳以上の人口割合は、2010（平成22）年時点は43.3%ですが、2025（平成37）年には50.9%と総人口の半数を超え、2035（平成47）年には、52.7%になると推計されます。特に75歳以上の人口割合は、2025（平成37）年には31.1%、2035（平成47）年には36.6%と大幅に上昇し、3人に1人は75歳以上という社会になることが予想されます。

#### ②年少人口(0～14歳)の割合は低下

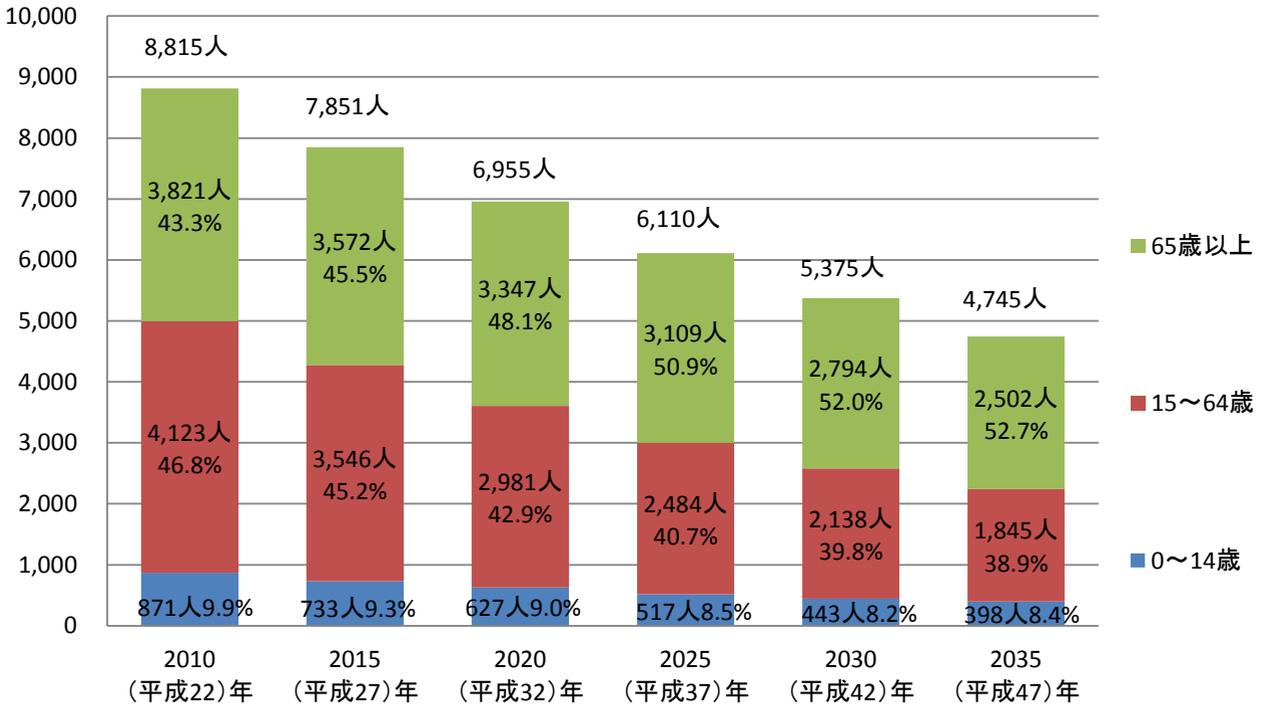
年少人口の人口割合は、2010（平成22）年時点は9.9%ですが、2025（平成37）年には8.5%、2035（平成47）年には8.4%に低下すると推計されます。2025（平成37）年には、0～5歳の中の1歳当たりの人口は30人を下回ることが予想されます。

#### ③生産年齢人口(15～64歳)人口割合も大幅に低下

生産年齢人口（15～64歳）人口割合は、2010（平成22）年時点は46.8%ですが、2025（平成37）年には40.7%、2035（平成47）年には38.9%に低下し、この年の生産年齢人口は1,845人と推計されます。

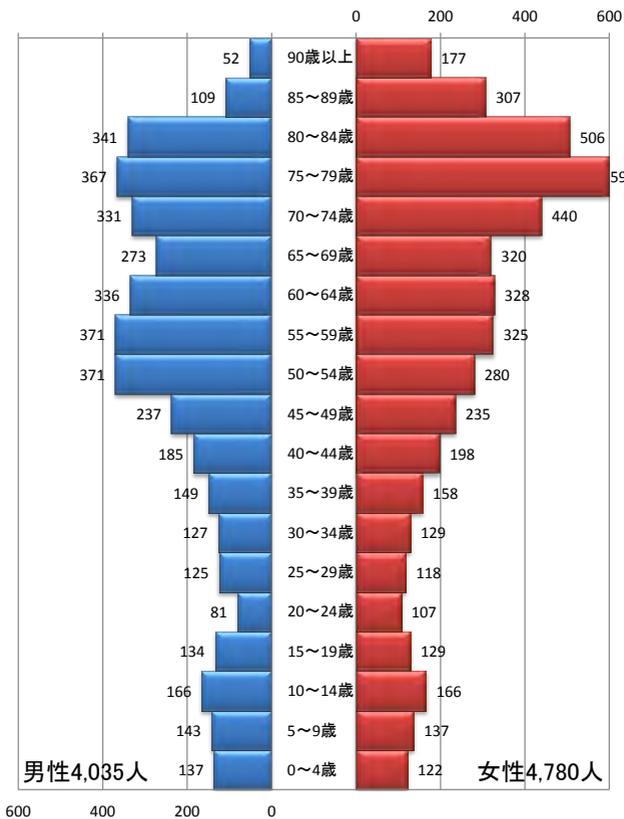
## 【「人口問題研究所」による南大隅町の推計データ】

### ●年齢別人口比

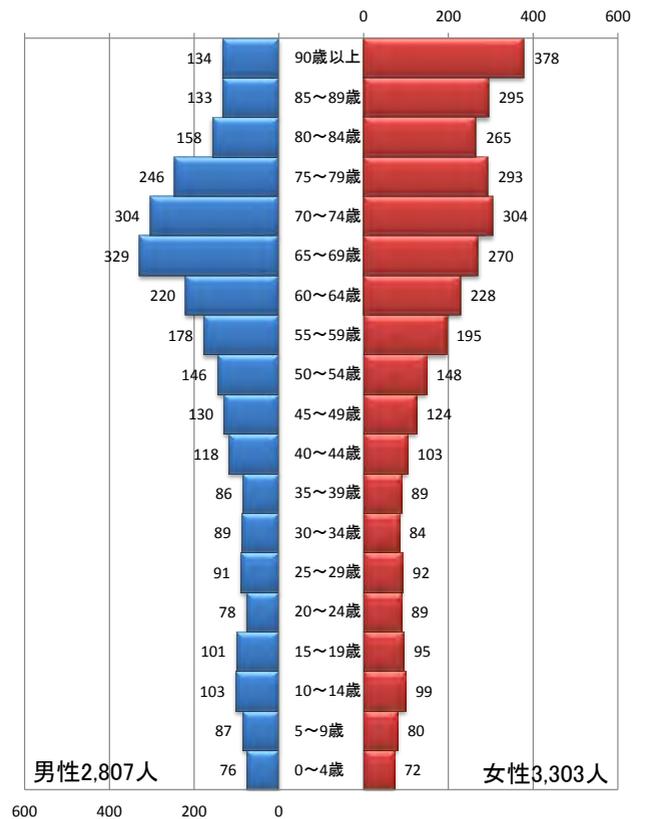


### ●人口ピラミッド

▼平成22年 (2010年) / 総人口 : 8,815人



▼平成37年 (2025年) / 総人口 : 6,110人



## (2) 本町の目標人口

これまでの傾向が今後も続くと仮定し、将来の人口を推計した結果、2010（平成22）年の8,815人から15年後の2025（平成37）年は6,110人程度となると予想されます。

しかしながら、本計画においては、「元気で魅力的なまちづくりを進める」という建設的な考え方のもと、重点戦略をはじめ各種施策を策定していることから、本計画の目標年次である2024（平成36）年度の目標人口は、「7,000人を維持すること」とします。

### 【10年後に維持する南大隅町の人口】



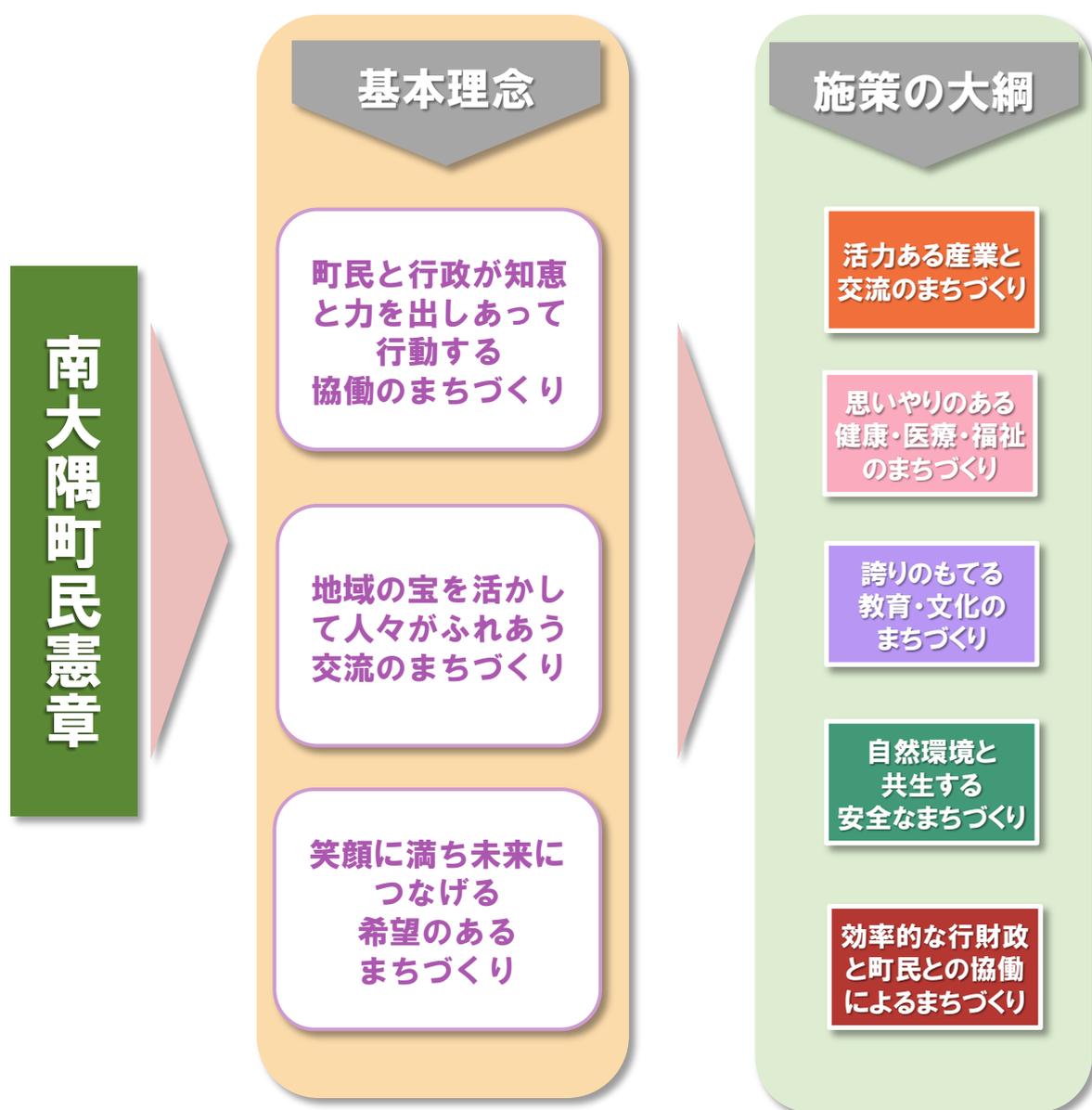
# 第2章 施策の大綱

- 1 「施策の大綱」について
- 2 活力ある産業と交流のまちづくり
- 3 思いやりある健康・医療・福祉のまちづくり
- 4 誇りのもてる教育・文化のまちづくり
- 5 自然環境と共生する安全なまちづくり
- 6 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

# 1

## 「施策の大綱」について

基本理念に基づき、分野別基本政策となる次の「施策の大綱」を定め、本町の新しいまちづくりの実現に向けて、各種事業を推進していきます。



## 2

## 活力ある産業と交流のまちづくり

基幹産業である農林水産業、商工業の活性化、豊かな地域資源を活用した観光産業の振興、総合的な創業支援などにより、町民一人ひとりが豊かさを実感できる活力とにぎわいあふれる交流のまちづくりを推進します。

### 1 活力ある産業と交流の まちづくり

(産業の振興)

(1) 農業の振興

(2) 林業の振興

(3) 水産業の振興

(4) 商工業の振興

(5) 観光業の振興

(6) 起業・創業活動への支援

### (1) 農業の振興

農業経営の安定化と持続的な発展に向け、農村地域の秩序ある土地利用を図り、農業生産基盤の整備を図るとともに、希少価値の高い産物や加工技術の開発などにより、南大隅ブランドの高付加価値型の農業への再構築に向けた取組を進めます。

また、地産地消、地産来消の展開や道の駅などを活用した積極的な販路拡大や顧客開拓に努め、企画・開発力に優れた活力ある農業のまちづくりを目指します。

あわせて、観光や商工業などとの連携による取組を進め、農業の魅力づくりと活性化を図ります。



## (2) 林業の振興

アジア地域への木材輸出の増加や将来予想される国産材時代を見据え、作業道の開設や林道整備を推進し、高性能林業機械などによる効率的な生産システムの構築を図ります。

また、持続的な森林の維持を図るために、林業後継者の育成を図り、新規就業者の確保に努めます。

一方、水源涵養や緑の保全など森林の持つ多面的機能を総合的かつ有効的に発揮させるために、森林の「資源の循環利用」、「水土保全」、「森と人との共生」を重視した健全な森林資源の維持増進、有効活用を図ります。

## (3) 水産業の振興

水産資源の維持・増大と漁業者の経営向上を図るため、漁業者が安心して操業できるように漁場・漁港環境の整備を図るとともに、漁業協同組合の経営改善支援を含め、地域に適応した水産業の推進に努めます。

また、水産物のブランド化・高付加価値化を進め、販路拡大に努めるとともに、水産資源の保護・増殖、新規就業者の確保と後継者の育成などの取組を支援します。あわせて、観光や商工業などとの連携による取組を進め、水産業の魅力づくりと活性化を図ります。

## (4) 商工業の振興

商業の持続的な発展に向け、少子高齢化や消費者ニーズの多様化など、時代の変化に対応したサービスの充実を促進するとともに、地産来消など広域からの集客向上を図るため道の駅などを活用し、知名度の高い地域資源を活用した特産品の開発、販路拡大などの取組を支援します。

また、本町の豊富な一次産品との連携を深め、地域の特性を活かした製造業の発展に向けて、新たな製品開発などによる市場開拓や、販路拡大のための取組を支援するとともに、本町の地域特性に適合する産業の誘致にも努めます。



## （５）観光業の振興

佐多岬は、“本土最南端”という地理的特徴を有し、本町だけに留まらず、大隅半島全域、ひいては鹿児島湾（錦江湾）周辺の観光の魅力向上の資源の一つです。そのため、佐多岬への戦略的な誘客を図るとともに、雄川の滝などを含め、来訪者に再訪を促すことができるような滞在交流型観光の取組を推進します。

また、豊かな自然や食資源、魅力ある歴史・文化を活かした観光商品づくりや、隣接する関係市町との連携による周遊ルートの整備及び、体験型観光の振興にも努めます。

さらに、効果的なイベントの開催、観光案内人や農林漁業体験インストラクターの育成など、町民が協働する町民参加型の滞在交流型観光の取組を推進します。

## （６）起業・創業活動への支援

中小企業などの事業経営者の高齢化や後継者不足が課題となっている中で、次代を担う人材を育成するため、起業・創業活動への相談体制や各種支援制度の充実を図ります。

また、産学官の連携や農商工連携・6次産業化によるイノベーション（※）や地域特産品開発への支援、さらにはコミュニティビジネスなどの新しい産業の育成に努めます。

※イノベーション…新たな視点、取組により、経済発展などの活性化がもたらされる様。



# 3

## 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり

子どもからお年寄りまで、すべての町民が住み慣れた地域で安心して生き活きと暮らせるよう、保健・医療・福祉サービスを充実させるとともに、町民の健康づくりに向けて、地域ぐるみの活動を推進します。

### 2 思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり (健康・福祉の充実)

(1) 保健・医療の充実

(2) 子育て支援・児童福祉の充実

(3) 高齢者福祉の充実

(4) 障害者福祉の充実

(5) 地域福祉の充実

### (1) 保健・医療の充実

乳幼児から高齢者まで、すべての町民が健康を保持・増進することができる環境と体制の充実を図ります。

また、町立診療所の移転・整備によって充実を図り、一次医療機関として早期発見、早期治療を行い、二次医療機関との連携を図るなど、安定した地域医療体制の充実に努めるとともに、国民健康保険制度の適切な運用を図ります。

### (2) 子育て支援・児童福祉の充実

保育サービスの充実や子育て支援事業の推進など、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを推進します。

また、多様なニーズに対応した質の高い保育・教育サービスを実現するため、幼保一体化などへの取組を進めます。

さらに、出産や子育ての不安を解消するため、出産・子育てに係る経済的な負担の軽減を図るとともに、地域が一体となって子育てを支援する仕組みづくりを推進します。



### （３）高齢者福祉の充実

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、「南大隅町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指します。

介護の必要な高齢者については、サービスの充実に努めるほか、町民や様々な専門職が協働して支えるネットワークを構築するなど、できるだけ自立した生活ができるよう支援します。

また、介護を必要とする人が増えないように、介護予防に町全体で取り組んでいきます。

さらに、高齢者の長年の経験や知識が、地域の活性化につながるよう支援するほか、高齢者の就業・生涯学習・交流など、社会参加の促進を図ります。

### （４）障害者福祉の充実

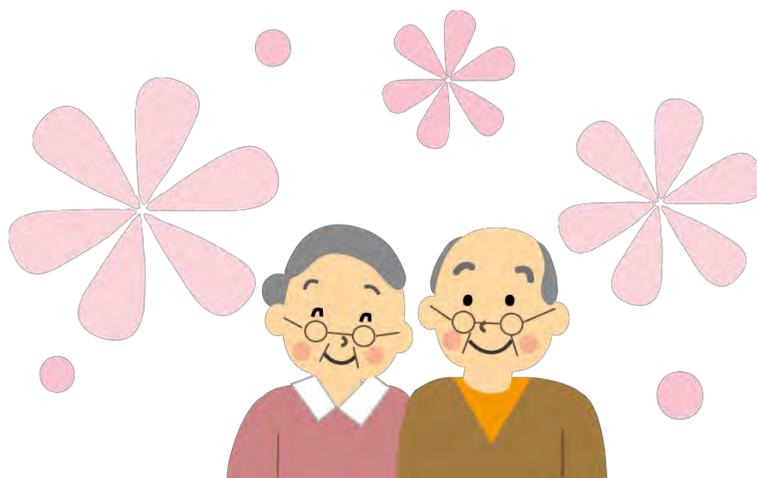
障害者基本法に基づき策定された「南大隅町障害者計画・障害者福祉計画」の基本理念を軸に、障害を持つ人がそれぞれの年代のあらゆる生活段階において、地域社会の中で生き活きと自立した生活ができるよう、障害者福祉サービスの充実に努めます。

また、身近な地域での支えあいと広域における相互機能補完など、持続可能な支援体制づくりを推進します。

さらに、障害のある人の社会参加を促進すべく、就労と雇用機会の拡大に努めます。

### （５）地域福祉の充実

町民が安心して生活できる地域社会の実現に向け、町民・地域・行政が一体となって、社会全体で助けあい支えあう仕組みづくりを推進します。そのため、地域コミュニティの新たなあり方を検討し、地域の連帯強化を推進するとともに、社会福祉協議会をはじめとした福祉団体と連携して、地域福祉の向上に努めます。



# 4

## 誇りのもてる教育・文化のまちづくり

未来を担う子どもたちが、豊かな心とたくましい身体を持ち、自ら考え行動する「生きる力」を備え、「ふるさとを愛し、誇りにする子ども」となる良好な環境づくりを推進します。

また、郷土の自然や伝統文化・歴史を本町の大切な財産と位置付け、これを保存・継承するとともに、地域や社会の活性化に役立てていきます。

### 3 誇りのもてる教育・文化のまちづくり (教育・文化の振興)

(1) 学校教育の充実

(2) 社会教育の充実

(3) 青少年の健全育成

(4) 歴史・文化の振興

(5) スポーツの振興

### (1) 学校教育の充実

未来を担う子どもたち一人ひとりの個性に応じて、基礎的・基本的な知識・技能と学ぶ意欲をしっかり身に付けさせるとともに、情操を豊かにする教育や健やかな体を育む教育を行い、児童生徒の能力を最大限に伸ばしていくために教育環境や教育体制の充実を図ることで「生きる力」を育みます。

### (2) 社会教育の充実

町民の誰もが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるように、その生涯にわたって「いつでも、どこでも、だれでも」学ぶことができ、その成果を適切に生かすことができる環境づくりに取り組みます。



### (3) 青少年の健全育成

地域社会に蓄積された様々な知恵を生かし、学校・家庭・地域がそれぞれの役割や責任を分担しながら青少年の健全育成に取り組みます。

また、地域のボランティア団体等と一体となった取組を推進し、自主活動や相互交流活動を支援します。

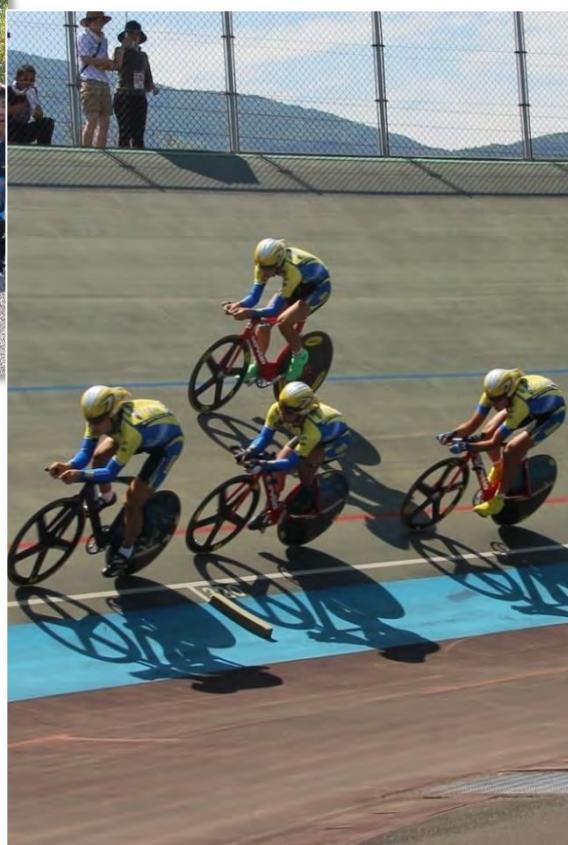
### (4) 歴史・文化の振興

郷土の伝統文化や文化財を守り育て、様々な芸術に親しむことは、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであります。今後は、これらの歴史・文化遺産を後世に伝えていく取組を充実させ、地域に根ざした文化の振興に努めてまいります。

### (5) スポーツの振興

町民の誰もがそれぞれの関心や体力に応じて、生涯にわたり「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができる環境づくりに努め、ライフステージ等に応じたスポーツ活動の推進を図ります。

また、コミュニティスポーツクラブの育成や各種競技団体との連携、県下唯一の自転車競技場等の活用を図りながら、競技力向上に関する意識の高揚にも努めます。



# 5

## 自然環境と共生する安全なまちづくり

町民の誇りであり財産でもある自然環境と景観を保全・活用するとともに、本町に定住する人々が快適に暮らせるように、道路整備や合併浄化槽等の設置推進、生活利便施設の整備を進めます。

また「公共施設等総合管理計画」を策定し、長期的・計画的な視点での整備、維持管理に努めます。

さらに、町民の安全な暮らしを確保するため、消防・防災対策、防犯や交通安全対策の充実を図ります。

### 4 自然環境と共生する安全なまちづくり (基盤整備)

(1) 環境の保全と循環型社会の形成

(2) 生活基盤の整備

(3) 道路・交通基盤の整備

(4) 消防・防災体制の充実

(5) 防犯・交通安全対策の推進

### (1) 環境の保全と循環型社会の形成

豊かな自然環境を次代へ継承するため、海浜や森林などへの負荷軽減や環境保全に努めるとともに、町民が自然と共生できるまちづくりを推進します。

また、廃棄物の発生の抑制に取り組むとともに、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）を推進し、ごみの減量化を推進します。

さらに、本町の歴史や自然と調和した個性豊かな街の景観、自然景観や公共空間の創出を図るために、民間・行政が一体となった取組に努めます。

